

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について（R6 一次補正①（危険なバス停対策事業））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の左欄の内容を加える。なお、（参考）欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する追加附則に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、（参考）欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を追加附則欄に掲げるもののように改め、追加附則欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

追加附則	（参考） 令和5年度補正事業における記載
<p>附 則（国総地第77号、国自旅第95号） 第1条～第3条（略）</p> <p>附 則（国総地第158号、国自旅第258号） 第1条 この要綱の改正は令和<u>6</u>年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>（危険なバス停対策事業） 第2条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、令和6年度第一次補正予算に限り、全国における交通安全上問題のあるバス停について安全対策を行う取組（以下「危険なバス停対策事業」という。）を支援するため、この条から附則第20条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>（補助対象期間の始期） 第3条 危険なバス停対策事業における補助対象期間の始期は、<u>令和6年12月17日</u>とする。</p> <p>（補助対象事業等） 第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業</p>	<p>附 則（国総地第138号、国自旅第356号） 第1条 この要綱の改正は令和<u>5</u>年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>（危険なバス停対策事業） 第2条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、令和5年度第一次補正予算に限り、全国における交通安全上問題のあるバス停について安全対策を行う取組（以下「危険なバス停対策事業」という。）を支援するため、この条から附則第20条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>（補助対象期間の始期） 第3条 危険なバス停対策事業における補助対象期間の始期は、<u>令和5年11月29日</u>とする。</p> <p>（補助対象事業等） 第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業</p>

<p>者に対し補助金を交付する。</p> <p>2 危険なバス停対策事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1のとおりとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第17-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付の決定及び通知)</p> <p>第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第17-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第8条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定の変更等の申請)</p> <p>第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第17-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。</p> <p>(交付決定の変更及び通知)</p> <p>第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第17-4による交付</p>	<p>者に対し補助金を交付する。</p> <p>2 危険なバス停対策事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1のとおりとする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。</p> <p>(補助金交付申請)</p> <p>第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第17-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付の決定及び通知)</p> <p>第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第17-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第8条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定の変更等の申請)</p> <p>第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第17-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。</p> <p>(交付決定の変更及び通知)</p> <p>第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第17-4による交付</p>
--	--

決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第17-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、附則第7条第1項又は附則第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第17-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第17-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前項第1項本文の規定による完了実績報告書を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第17-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第17-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければ

決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第17-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、附則第7条第1項又は附則第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第17-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第17-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前項第1項本文の規定による完了実績報告書を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第17-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第17-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければ

ならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(事業の中止等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第17条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

ならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(事業の中止等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第17条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第18条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第17-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

附則別表1 (令和7年1月21日附則第4条第2項、第5条関連)

危険なバス停対策事業 (補助対象事業者等)

補助率	補助率	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体、その他大臣が認める者	交通安全上問題のあるバス停留所(※)の安全対策に要する費用	1/2

(注)

※路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について(令和元年12月13日付け国自旅第210号)により抽出されたバス停留所

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第17-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

附則別表1 (令和6年3月21日附則第4条第2項、第5条関連)

危険なバス停対策事業 (補助対象事業者等)

補助率	補助率	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体、その他大臣が認める者	交通安全上問題のあるバス停留所(※)の安全対策に要する費用	1/2

(注)

※路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について(令和元年12月13日付け国自旅第210号)により抽出されたバス停留所

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第17—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第17—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。